

平成 25 年 12 月 19 日

近畿日本鉄道株式会社、株式会社阪急阪神ホテルズ及び株式会社阪神ホテルシステムズに対する景品表示法に基づく措置命令について

消費者庁は、本日、近畿日本鉄道株式会社、株式会社阪急阪神ホテルズ及び株式会社阪神ホテルシステムズ（以下「3社」という。）に対し、景品表示法第6条の規定に基づき、措置命令（別添1～4参照）を行いました。

3社が供給する料理等に係る表示について、景品表示法に違反する行為（同法第4条第1項第1号（優良誤認）及び同項第3号（おとり広告。1社のみ）に該当）が認められました。

1 3社の概要

別紙1のとおり

2 措置命令の概要

(1) 近畿日本鉄道株式会社（以下「近鉄」という。）に対する措置命令の概要

ア 旅館等

(7) 優良誤認表示

a 旅館等で提供する料理に関する表示

(a) 対象役務

近鉄が運営する旅館等において提供する料理

(b) 対象表示 別紙2

i 表示媒体

メニュー等

（提供する料理ごとに表示媒体は異なる。）

ii 表示期間

平成22年9月頃から平成25年10月29日までの間

（提供する料理ごとに表示期間は異なる。）

iii 表示内容

例えば、遅くとも平成25年6月頃から同年8月頃までの間、「奈良 万葉若草の宿 三笠」と称する施設（以下「三笠」という。）において提供する「ファミリープラン」と称する対象料理について、「じゃらんnet」と称する旅行情報ウェブサイト等に「大和地鶏唐揚げ」等と記載することに

より、あたかも、当該記載された料理に「大和地鶏」と称する地鶏の肉を使用しているかのように示す表示をしていたなど、**別紙2**「表示内容」欄記載の表示をしていた。

(c) 実際

例えば、前記「大和地鶏唐揚げ」と称する料理にあつては、地鶏の定義¹に該当しない鶏肉を使用するなど、**別紙2**「実際」欄記載のとおりであった。

b 三笠において販売する「おせち料理」に関する表示

(a) 対象商品

三笠において販売する「おせち料理」と称する商品

(b) 対象表示 **別紙3**

i 表示媒体

顧客に送付したチラシ

ii 表示期間

平成24年12月頃

iii 表示内容

例えば、「車海老」と記載することにより、あたかも、対象商品にクルマエビを使用しているかのように示す表示をしていたなど、**別紙3**「表示内容」欄記載の表示をしていた。

(c) 実際

例えば、前記「車海老」と称する料理にあつては、クルマエビよりも安価で取引されているブラックタイガーを使用するなど、**別紙3**「実際」欄記載のとおりであった。

(イ) おとり広告

a 対象役務

三笠において「大和肉鶏」と称する地鶏を使用したと表示した「大和肉鶏鍋」又は「つみれ鍋」と称する料理（以下「大和肉鶏料理」という。）

¹ 「地鶏肉の日本農林規格」（平成11年農林水産省告示第844号）において、以下の方法で飼育された鶏とされている。

- ① 指定された在来種由来の血液百分率が50パーセント以上
- ② ふ化日からの飼育期間が80日以上
- ③ 28日齢以降は平飼いでかつ1平方メートル当たり10羽以下で飼育されたもの

b 対象表示

(a) 表示媒体

「楽天トラベル」と称する旅行情報ウェブサイト

(b) 表示期間

平成25年2月頃から同年11月12日までの間

(c) 表示内容

「大和肉鶏」、「県畜産技術センターが『名古屋種』や『シャモ』などをかけ合わせ開発した奈良独自の地鶏です。」「三笠では『大和肉鶏鍋』や『つみれ鍋』としてお召し上がりいただいております。」と記載することにより、あたかも、三笠において大和肉鶏料理を提供することができるかのように表示していた。

<表示例：「楽天トラベル」と称する旅行情報ウェブサイト>

奈良の食と歴史

c 実際

三笠においては、平成25年2月頃以降、「大和肉鶏」と称する地鶏を仕入れておらず、大和肉鶏料理を提供していなかった。

イ ホテル等

(7) 対象役務

近鉄が運営するホテル等において提供する料理

(1) 対象表示 別紙4

a 表示媒体

メニュー等

(提供する料理ごとに表示媒体は異なる。)

b 表示期間

平成20年4月から平成25年10月30日までの間
(提供する料理ごとに表示期間は異なる。)

○ 表示内容

例えば、平成25年1月から同年10月30日までの間、「都ホテルニューアルカイク」と称するホテル内の「アゼリア」と称する飲食店において提供する「土日祝日ランチバイキング」等の「ランチバイキング」と称する対象料理について、同ホテル内に備え置いたチラシに「牛ロース肉のステーキ」と記載するなど、あたかも、別紙4「記載」欄記載の料理に牛の生肉の切り身を使用しているかのように示す表示をしていた。

(ウ) 実際

別紙4「記載」欄記載の料理にあつては、いずれも、生鮮食品に該当しない牛脂その他の添加物を注入した加工食肉製品を使用していた。

(2) 株式会社阪急阪神ホテルズ（以下「阪急阪神ホテルズ」という。）に対する措置命令の概要

ア 対象役務

阪急阪神ホテルズが運営するホテル等において提供する料理

イ 対象表示 別紙5

(7) 表示媒体

メニュー等

(提供する料理ごとに表示媒体は異なる。)

(4) 表示期間

平成19年1月1日から平成25年10月27日までの間
(提供する料理ごとに表示期間は異なる。)

(ウ) 表示内容

例えば、平成24年7月1日から平成25年7月4日までの間、「ホテル阪神」と称するホテル内の「香虎」と称する飲食店において提供する「特選飲茶コース」と称する対象料理について、店頭に掲示したメニューに「有機野菜のプチサラダと前菜二種盛合せ」と記載することにより、あたかも、当該記載された料理に有機野菜を使用しているかのように示す表示をしていたなど、別紙5「表示内容」欄記載の表示をしていた。

ウ 実際

例えば、前記「有機野菜のプチサラダと前菜二種盛合せ」と称する料理にあつては、有機農産物の定義²に該当しない野菜を使用するなど、**別紙5**「実際」欄記載のとおりであった。

(3) 株式会社阪神ホテルシステムズ（以下「阪神ホテルシステムズ」という。）に対する措置命令の概要

ア 対象役務

阪神ホテルシステムズが運営する「ザ・リッツ・カールトン大阪」と称するホテル（以下「ザ・リッツ・カールトン大阪」という。）及びザ・リッツ・カールトン大阪内で運営する「香桃」と称する飲食店（以下「香桃」という。）において提供する料理

イ 対象表示 **別紙6**

(ア) 表示媒体

メニュー

(イ) 表示期間

平成18年4月1日から平成25年10月23日までの間
(提供する料理ごとに表示期間は異なる。)

(ウ) 表示内容

例えば、平成18年4月1日から平成25年7月22日までの間、ザ・リッツ・カールトン大阪の「イン・ルーム・ダイニング」と称するルームサービス（以下「ルームサービス」という。）において提供する「車海老のチリソース煮」と称する対象料理について、メニューに「車海老のチリソース煮」と記載することにより、あたかも、当該記載された料理にクルマエビを使用しているかのように示す表示をしていたなど、**別紙6**「表示内容」欄記載の表示をしていた。

ウ 実際

例えば、前記「車海老のチリソース煮」と称する対象料理にあつては、クルマエビよりも安価で取引されているブラックタイガーを使用するなど、**別紙6**「実際」欄記載のとおりであった。

² 「有機農産物の日本農林規格」（平成12年農林水産省告示第59号）において、以下の方法で生産された農産物とされている。

- ① たい肥等で土作りを行い、種まき又は植え付けの前2年以上、禁止された農薬や化学肥料を使用しない
- ② 土壌の性質に由来する農地の生産力を発揮させる
- ③ 農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減
- ④ 遺伝子組換え技術を使用しない

(4) 3社に対する命令の概要

- ア・ 3社が行った表示は、前記2(1)～(3)ア(7)及び2(3)イのとおりであって、対象料理等の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、
- ・ 近鉄が行った前記2(3)ア(イ) bの表示は、前記2(3)ア(イ) cのとおりであって、取引を行うための準備がなされていない場合の大和肉鶏料理についての表示であり、

景品表示法に違反するものである旨を、一般消費者へ周知徹底すること。

イ 再発防止策を講じて、これを役員及び従業員等に周知徹底すること。

ウ 今後、同様の表示を行わないこと。

【本件に対する問合せ先】

消費者庁表示対策課 担当者：石山、太田、高畑、関口

電 話 03-3507-9239

ホームページ <http://www.caa.go.jp/>